

## 【更新版】2020年度診療報酬改定に関するQ&A

令和2年8月26日

公益社団法人 日本看護協会

2020年度診療報酬改定に関する情報提供（キャリアナース掲載）において寄せられたご質問に対する回答です。（厚生労働省の疑義解釈において既に回答があったものを除く）

### 1. 重症度、医療・看護必要度について

Q1. 重症度、医療・看護必要度について、B項目の評価の根拠となる記録が不要となったが、実施記録も不要か。

A. 2020年6月18日付で、重症度、医療・看護必要度のB項目の「移乗」「口腔清潔」「食事摂取」「衣服の着脱」の評価にあたっては、評価日に介助の実施が分かる記載は必要である（記載方法は問わない）と回答したが、2020年8月25日付で以下の通り厚生労働省より疑義解釈が発出され、介助の実施について評価票への評価（記入）が実施記録にあたると考えて差し支えないことが明らかとなった。疑義解釈に基づき、評価票への評価（記入）をもって上記回答の「介助の実施が分かる記載」として差し支えない（評価した評価票以外の記録は不要）。

#### 【参考】2020年8月25日付の厚生労働省 疑義解釈内容

（問）「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」のアセスメント共通事項「8. 評価の根拠」において、「当日の実施記録が無い場合は評価できない（後略）」とあるが、評価票と実施記録は異なると考えて、B項目は、「患者の状態」及び「介助の実施」の両方について、評価票による評価の他に、根拠となる記録を残す必要があるか。

（答）B項目については、『患者の状態』が評価の根拠となることから、重複する記録を残す必要はない。」としており、「患者の状態」及び「介助の実施」を評価した評価票が実施記録にあたると考えて差し支えない。したがって、評価票による評価の他に、根拠となる記録を別に残す必要はない。

なお、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ」、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱ」、「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度」及び「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度」のB項目のいずれについても同様の取扱いである。

厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈の送付について（その29）」（令和2年8月25日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000663144.pdf>

Q2. 重症度、医療・看護必要度について、院内の監査は行わなくてよいか。

A. これまで通り、重症度、医療・看護必要度が正確に測定されているかを定期的に院内で確認を行うことは必要である。ただし、ここでいう「正確に測定されている」とは、「評価の手引き」に基づき評価が行われていることであり、「評価の手引き」に記載されている以上に細かい厳密な評価は求められていない。【参考：厚生労働省保険局医療課長通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（保医発0305第2号令和2年3月5日）】